

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方
意見提出数4件 内訳(個人2件、団体1件、匿名1件)

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	特許権の回復手数料と実用新案権の回復の手数料の額について、およそ10倍の差があるが、両者の均衡が取れていないのではないか。	・回復手数料の金額は、特許・実用新案・意匠・商標いずれについても、喪失した権利を出願して再取得すると擬制した場合に特許庁に納付すべき額として設定しています。金額の差は、上記の考え方に従い、現行の出願料等に基づいて算定を行った結果です。
2	手数料の設定根拠がわからないのと、国際出願を2段階から一括に変える理由がわかりません。ご説明ください。	・回復手数料の金額は、特許・実用新案・意匠・商標いずれについても、喪失した権利を出願して再取得すると擬制した場合に特許庁に納付すべき額として、出願料等の各種料金の金額に基づき設定しています。 ・商標の国際出願の個別手数料の納付の方式を二段階納付方式から一括納付方式に変更した理由は、二段階納付方式を採用する国が少なく、海外の出願人にとって二段階目の納付手続が追加的負担となっていたこと、また、出願人が二段階目の手数料納付を失念し、出願が取り下げられたとみなされた事例が多数生じていたことから、これらを解消するためです。
3	特許権等の回復に係る手数料の設定、および商標の国際出願に係る個別手数料の二段階納付の廃止に伴う所要の改正について、理解する。特許権等の回復に係る手数料については、制度運用後も妥当性を評価し、適切な見直しを行っていただきたい。	・料金の適正性については、今後も注視して参ります。
4	費用を高くし過ぎている事について反対である。 特許取得について振興すべきところ、これでは事業者であっても難渋する様な費用であり、望ましくないと考える。 なるほど、特許庁及び経済産業省は、行政機関であっても商売を行ってよい、という考えを持って、特許取得などにおいての商売を行おうという考えであるのかもしれないが、国としての適切さがあまりあるものではなく、上記のとおり、これでは事業者であっても難渋する様な費用であるので、国民としてはこの様な費用の高額化について反対である。 なお、ICT技術の発展は、特許審査についての効率化を発生させるようなものであるかと思われるのであるが、よって据え置きかむしろ廉価化を行う事に妥当性があるくらいであるとも思われるものである事について述べておく。 意見は以上である。	・手続期間の徒過により消滅した特許権等についての回復要件を緩和するところ、回復手数料は、制度の濫用を防ぐとともに、手続期間の遵守を促す必要性から新たに設定する手数料であり、手続期間を遵守され法所定の期間内に手続をする場合には納付する必要はございません。また、出願人の責めに帰することができない理由により、期間内に手続をすることができない場合には、回復手数料を免除する規定を設けております。 なお、回復手数料の金額は、特許・実用新案・意匠・商標いずれについても、喪失した権利を出願して再取得すると擬制した場合に特許庁に納付すべき額として、出願料等の各種料金の金額に基づき設定しています。